

## 第 5 章

# 経済力集中規制

公正取引法においては、その制定当初から、株式所有、役員兼任、合併及び営業の譲受を対象とする企業結合規制が存在したが、企業集団規制のような大規模企業集団に直接焦点を当てた規制は公正取引法の制定当初には存在しなかった。しかし、企業結合規制によっては、財閥と呼ばれる大規模企業集団への経済力の集中を抑制するのに有効な手段となり得ないため、1986年12月の法改正により、持株会社の禁止、相互出資の禁止、出資総額の制限等を内容とする企業集団規制が導入された。その後、企業集団規制については、90年1月、92年12月及び94年12月の法改正において、さらにその整備・充実が図られ、債務保証の制限の導入、課徴金制度の導入等が行われている。

企業集団規制がこのように整備・充実されてきた背景には、大規模企業集団が韓国経済において大きな比重を占め、その存在が、公正な競争を阻害し、市場メカニズムの働きを妨げ、ひいては、長期的な経済発展の基盤を損なわせてしまうおそれがあると危惧されてきたことがある。韓国においては、大規模企業集団に経済力が集中した状況を改善し、経済力がさらに集中するのを防止することは、韓国経済の運営において極めて重要な政策課題である。そのための有効な規制手段である企業集団規制は、公正取引法のなかでも、極めて重視されているといえる。

本章においては、まず、企業結合規制を紹介し、その後に企業集団規制を紹介していくこととする。

## 1. 企業結合規制

企業結合規制は、株式所有、役員兼任、合併、営業の譲受といったいわゆる企業結合を規制対象としている。企業結合規制は、公正取引法の制定当初から存在し、企業集団規制が導入された1986年12月の法改正、さらにはその後の法改正においても、規制それ自体が強化改正された点は特になく、公正取引法制定以降、基本的に、規制の内容が変わっていない。

なお、本規制については、届出のあった企業結合について独占禁止当局が審査する際の基準である「企業結合に関する審査要領」（以下「企業結合審査要領」という）が、1981年9月2日に設けられている。（ただし、企業結合審査要領は、その制定以後、改正されていない。）

### (1) 規制の内容

#### ア 一定の取引分野における競争を実質的に制限する企業結合の禁止

企業結合規制の主要な部分をなすのは、7条1項であり、そこでは、「資本金又は資産総額の規模が大統領令の定める基準に該当する会社……は、直接又は系列会社若しくは当該会社と大統領令により定める特殊な関係にある者（以下「特殊関係人」という）を通じて、一定の取引分野において競争を実質的に制限する次の各号の1に該当する行為（以下「企業結合」という）をしてはならない。」と規定している。

そして、この企業結合に該当する行為として、次の行為が列挙されている。

- ①他の会社の株式の取得又は所有
- ②役員又は従業員（継続して会社の業務に従事する者であって、役員以外の者）の兼任
- ③他の会社との合併
- ④他の会社の営業の全部又は主要部分の譲受、賃借又は経営の委任、他の会社の営業用固定資産の全部又は主要部分の譲受

### ⑤新たな会社設立への参加

以下、この規定について具体的に紹介していくこととする。

まず、この規制対象の主体であるが、前記のとおり、7条1項では、「資本金又は資産総額の規模が大統領令の定める基準に該当する会社」とされている。大統領令つまり公正取引法施行令では、「払込資本金が50億ウォン以上又は総資産が200億ウォン以上の会社」とされているので(施行令11条1項)、この規模の会社が規制の対象となる(1993年4月より前は、払込資本金が10億ウォン以上又は総資産が50億ウォン以上の会社とされていた)。また、7条1項では、この規制の対象となる会社について、( )書きで「他の会社の株式を取得又は所有する場合には、会社以外の者を含む。」とされており、施行令では、この「会社以外の者」とは、個人、非営利法人、組合又は団体をいうとされているので(施行令11条2項)、株式所有の場合については、前記の会社のほかにこれらの者も規制の対象となる。

7条1項は、このような者が、一定の取引分野において競争を実質的に制限する企業結合に該当する行為を行うことを禁止するものであるが、その場合、同項では、このような者が「直接」かかる行為を行う場合のみならず、「系列会社若しくは……特殊関係人……を通じて」かかる行為を行う場合も禁止されている。

ここで、「系列会社」とは、同一の企業集団(次項の企業集団規制において詳述)に属する会社であり、「特殊関係人」とは、施行令において、①企業結合に該当する行為を行う会社の事業内容を事実上支配する者及び②その者の親族、その者の支配下の使用人や非営利法人等その者と同一人と見なされる者<sup>(1)</sup>である。つまり、この系列会社及び特殊関係人に関する規定は、韓国においては、大規模な企業集団が存在しているので、企業結合について、直接の結合当事者のみならず、その属する集団も考慮の対象に入れて当該企業結合の競争制限効果を見ようというものである。

次に、企業結合が「一定の取引分野において競争を実質的に制限する」場合とは、企業結合審査要領では次の三つの要件に該当することが必要である

としている。

- ①当該企業結合により結合当事者間に支配関係が形成されること
- ②結合当事者は相互に競争関係又は原材料依存関係がなければならないこと
- ③市場支配力が形成されること

このうち①の「結合当事者間に支配関係が形成されること」については、株式所有においては、(ア)株式を取得した会社はその相手方会社の株式を50%以上所有する場合、又は(イ)50%未満の場合であっても、株式を取得した会社単独で又はその会社の大株主と合わせて相手方会社の株式全体に占める所有比率が第1位になり、株式の分散度から見て株主権行使による支配関係が形成されている場合、或いは、役員兼任関係、主要原材料の供給関係、債権・債務関係等から見ると相手方会社の事業内容を事実上支配している場合がこれに当たるとしている。また、役員兼任においては、兼任者の地位、数、経歴等諸般の事情を考慮し、当該役員の兼任により、被兼任会社の経営その他営業活動に著しい影響を与え、事実上被兼任会社の経営を支配しうようになっている場合がこれに該当するとしている。合併、営業譲受においては、当然のことながら結合当事者間の支配関係を論ずる必要はないので、その判断基準は設けられていない。

なお、企業結合審査要領は、前記のとおり公正取引法制定直後に制定されたものであり、その後においては改定が行われていない。したがって、1986年12月の法改正により、新たに「企業集団」や「特殊関係人」の用語が使用されるようになったが、同審査要領については、こうした用語面での改定も行われていないばかりでなく、例えば、株式を取得した会社の相手方会社株式全体に占める所有比率を算定するに当たって、系列会社と特殊参考人の持分も含めて合計しなければならないと考えられるにもかかわらず、同審査要領では、株式を取得した会社の大株主が相手方会社に対して所有している持分のみしか合算されないようになっていくといった不備が見られる。

次に、②の「結合当事者間に競争関係又は原材料依存関係がなければなら

ないこと」であるが、7条1項では、単に「一定の取引分野における競争を実質的に制限する……企業結合……をしてはならない」と規定しているだけであって、このように結合当事者間において競争関係又は原材料依存関係がある場合にだけ限定しているわけではない。なぜ、このように企業結合審査要領において限定されるようになったかは定かでないが、このように限定されてしまうと、結合当事者間に競争関係や取引関係がない者による企業結合、いわゆる混合結合が規制対象から外れてしまうことになる。特に韓国の場合、混合結合が届出のあった企業結合全体の過半数を占め、しかも、大規模企業集団が多業種にわたり系列会社を展開させていることからすると、このように混合結合を規制の対象から外してしまうことは、本企业結合規制の実効性を大きく制約することになりかねない<sup>(2)</sup>。また、大規模企業集団に属する企業が、規制の対象となる水平及び垂直結合を避けて混合結合を脱法的に利用することを助長するおそれがある。このため、以前から、混合結合も規制の対象となるよう、企業結合審査要領の改定が早急に図られるべきであると指摘されている<sup>(3)</sup>。

最後に③の「市場支配力が形成されること」については、当該企業結合が、同種又は類似の商品を供給する企業間の企業結合、つまり、水平結合にあっては、次の場合が市場支配力形成の可能性があるとしている。

- (ア) 結合当事者の市場占拠率の合計が50%以上の場合、又は、50%未満の場合であっても、第1位になり、第2位、第3位の会社の市場占拠率と比べてその隔差が大きい場合
- (イ) 結合当事者のうちどちらか1社又はそれらの者の合計の市場占有率が第3位以内に含まれており、かつ、当該上位3位までの会社の市場占拠率の合計が70%以上の場合
- (ウ) 結合当事者以外の競争者の数が相当少数である場合

そして、これに、次の点を総合的に考慮して、市場支配力が形成されるかどうかを判断するとしている。

- (ア) 同一の取引分野において競争関係にある他の会社のうち、結合当事者

が実質的に支配している会社又は結合当事者を実質的に支配している会社が存在していれば、その状況

- (イ) 海外の競争力導入の状況及びその可能性の如何、代替品並びに新規参入の難易度等の市場条件
- (ウ) 企業結合に該当する行為を行う会社の原材料調達能力、技術水準、流通組織、資金能力等の事業能力

また、垂直結合の場合については、当該企業結合により、他の競争事業者の販売先又は購入先の大部分が変化することによって既存の競争関係が著しく影響を受けるかどうか（市場封鎖効果）を検討するほか、前記水平結合の場合の検討事項も併せて考慮し、判断するとしている。

ただ、こうした基準についても、規制当局自体が、改善の必要があるとしており、具体的には、市場支配力が形成される場合のみならず、市場支配力が強化される場合も規制の対象に含まれる必要があること、垂直結合については、審査時には、こうした包括的な基準ではなく、市場封鎖効果のみならず、参入障壁の形成効果等具体的な競争制限効果の類型に応じた検討が可能となるようになっている必要があることを指摘している<sup>(4)</sup>。

## イ 例外規定

一定の取引分野において競争を実質的に制限する企業結合であっても、「産業の合理化」又は「国際競争力の強化」のために必要であると公正取引委員会が認めるものは、7条1項但書により許容される。ただし、この場合、公正取引委員会は認可する前にあらかじめ主務部の長官と協議しなければならない、その場合、立証責任は当該事業者が負うことになっている（7条2項）。

「産業合理化」又は「国際競争力の強化」のための企業結合の許容要件については、施行令に規定されており、前者の「産業合理化」の場合、次のどれか一つに該当すれば、当該企業結合が許容されることになっている（施行令13条）。

- ①産業活動の能率の増進及び経営の合理化のために産業構造及び組織の

改編が不可避である場合

- ②施設の投資及び運営に巨額の資金が必要であって、通常の方法ではその資金の調達が困難である場合
- ③公共の利益のために必要な場合

また、後者の「国際競争力の強化」の場合も、次のどれか一つに該当すれば、当該企業結合が許容されることになっている（施行令14条）。

- ①技術開発の促進、適正経営規模の確保等により価格及び品質面において著しく国際競争力を向上させる場合
- ②海外市場において情報の収集、販売活動等の企業活動を促進させることにより、輸出増大に著しく寄与する場合

なお、政府の投資機関については、結合規制の対象となる会社の規模を定めている前述の施行令の条項と同じ条項によって、同規制の対象から除外されている（施行令11条1項）。

#### ウ 強要その他不公正な方法による企業結合の禁止

7条3項において、「会社は、強要その他不公正な方法により企業結合をしてはならない。」とされている。

公正取引法は、23条で不当顧客誘引、拘束条件付取引、優越的地位の濫用等の「不公正取引行為」を禁止しているが、本項の「強要その他不公正な方法」はこれより概念が広いようである。この「強要その他不公正な方法」については、法令でさらに具体的に規定されているわけではないが、企業結合審査要領において、その類型を直接的なものと間接的なものに分けて例示している。直接的なものの事例としては、他の会社の株主に対する不当な誘引又は強制により株式を取得する場合や不当に高い代価をもって株式を取得する場合等を挙げている。間接的なものの事例としては、他の会社の営業を不振な状態に落とし入れ、株価の下落に便乗して株式を取得する場合や、当該他の会社の取引の相手方に対して、拘束的な条件を付した取引を強要したり、不当な利益で誘引する等の行為を行い、当該他の会社の事業活動に打撃を与

え、その混乱に便乗して株式を取得したり、役員兼任、会社の合併、営業の譲受を行う場合等を挙げている。

## (2) 運用状況

企業結合については、12条により届出義務が課されており、表1のとおり、1981年の公正取引法施行時から93年12月末までに2429件の届出が行われている。届出のあった企業結合について、水平結合、垂直結合及び混合結合の類型別にその内訳を見ると、混合結合が1293件（届出件数全体の53.2%）と最も多く、全体の半分以上を占めており、続いて、水平結合650件（同26.8%）、垂直結合486件（同20.0%）の順になっている。企業結合の届出件数は、企業集団規制が導入されて施行された87年以後、毎年減少してきており、87年においては216件であったものが、93年においては123件にまで低下している<sup>(5)</sup>。

1981年の公正取引法施行時から93年12月末までに届出のあった企業結合の

**表1 企業結合の届出処理件数**  
(1981年4月～93年12月)

(1)結合類型別 (単位：件，%)

水 平	垂 直	混 合	計
650 (26.8)	486 (20.0)	1,293 (53.2)	2,429 (100.0)

(2)結合手段別 (単位：件，%)

株式取得	会社新設	合 併	役員兼任	営業譲渡	計
951 (39.2)	634 (26.1)	481 (19.8)	200 (8.2)	163 (6.7)	2,429 (100.0)

(注) 韓国公正取引委員会「公正去来年報1994年版」(1994年8月)、57ページ及び58ページの表より転載。



うち、公正取引法上問題があるとして措置のとられたものは、株式所有関係の是正命令が2件あるだけであり、それ以外は、届出期間の違反等軽微な手続規定違反に対する警告が370件あるという状況である。

このように企業結合規制において是正命令の実績が少ない理由について、独占禁止当局は、法違反に該当する企業結合については企業が届出前に自ら自制したり、独占禁止当局と企業の事前協議を通じて未然に防止されること、規制の対象から外されている混合結合も申告の対象になっていること、競争促進的な側面を有する新会社の設立が企業結合の全申告件数のなかにおいて相当多数にのぼること等を挙げている<sup>(6)</sup>。

次に、是正命令が出された2件の違反事件について紹介する<sup>(7)</sup>。

①東洋化学工業(株)による韓国過酸化工業(株)の株式取得 (1982年1月13日是正命令)

過酸化水素等を生産・販売する東洋化学工業(株)は、1981年8月12日、競争関係にある韓国過酸化水素(株)の株式の50%を取得し、届出を行ったが、同社は、同株式の取得が7条1項の但書に該当する産業の合理化又は国際競争力の強化のために必要なものであると主張した。その理由として、両社の技術交流による原価の節約、隣接地域への販売による輸送費の節約、ダンピング等の過当競争の防止による輸出単価の引上げ、輸出費用の節約、研究開発への重複投資防止、販売間接費の節約等といった合理化効果及び輸出への望ましい影響を挙げた。また、両社の企業結合によって市場が独占状態になることについては、代替品及び輸入の存在により、その弊害はないと主張した。

これに対して、それら主張の一部には、理由のあるものもあるが、主張されている合理化等の効果は、当該企業結合のみによってしか期待できないというものではない等の問題があり、また、輸入品については、関税率が30%であり、事実上競争を期待することが困難であり、代替品についても限界があるところから、結果として、当該企業結合により供給独占の状態が招来されることになり、過酸化水素市場の競争が実質的に排除されることになると

判断された。このため、1982年1月13日、東洋化学工業に対して、その取得した株式を系列会社に属さない第三者に譲渡するよう是正命令が出された。

②松原産業(株)による大韓精密化学(株)の株式所得 (1982年12月15日是正命令)

PVC安定剤を生産・販売する松原産業(株)は、1982年8月3日、競争関係にある大韓精密(株)の株式の全てを取得し、届出を行ったが、同社は、同株式の取得が前記①のケースと同様、7条1項の但書に規定する産業の合理化又は国際競争力の要件に該当するものであることを主張した。その理由として、同社は、釜山市当局から、同市所在の工場を移転するよう命令されたため、大韓精密の株式全部を取得し、蔚山市所在の大韓精密の工場に同社の工場を移転するものであって、工場移転による費用の節約、稼働率及び技術の向上による原価節減、販売費及び一般管理費の節減等の経済的効果が期待できる旨主張した。

これに対して、そのような事由だけでは7条1項但書の要件に該当しないとされた上、当該株式所得によって、業界第1位の松原産業と第2位の大韓精密の市場占拠率の合計が73%となり、他の中小企業はその競争相手にならず、一部品目においてはほとんど完全独占になること、また、輸入品については、関税率20~30%くらいであり、輸入を通じた海外競争力の導入が事実上難しいこと等から、PVC安定剤の生産分野における競争が実質的に制限されると判断された。このため、1982年12月15日、松原産業に対して、大韓精密(株)の株式全体に占める同社の株式所有比率が10%未満になるように残余の所有株式を他に処分するよう是正命令が出された。

### 3. 企業集団規制

企業集団規制は、持株会社設立の禁止(8条)、相互出資の禁止(9条)、出資総額の制限(10条)、債務保証の制限(10条の2)及び金融・保険会社の

議決権の制限（11条）を内容とする規制である。これら規定のなかで、持株会社設立の禁止の規定は、大規模企業集団に属する会社以外のものについてもその適用の対象としているが、それ以外の規定は、大規模企業集団に該当する会社のみをその適用の対象としている。

企業集団規制は、1986年12月の法改正により導入されたものであるが、その後の法改正においても規制の整備・充実が図られてきている。その経緯の概略は次のとおりである。

#### ①1986年12月の法改正

持株会社設立の禁止（8条）、相互出資の禁止（9条）、出資総額の制限（10条）及び金融・保険会社の議決権の制限（11条）を内容とする企業集団規制が導入された。

#### ②1990年1月の法改正

相互出資の禁止及び出資総額の制限について課徴金制度が設けられ、違反した会社に対して、違反行為によって取得又は所有された株式の帳簿価格の10%を超えない範囲内で課徴金が賦課できるようになった。

また、金融・保険会社に対しては、相互出資の禁止及び出資総額の制限の適用がなかったが、この法改正によって、相互出資の禁止については、適用されることになった。

#### ③1992年12月の法改正

債務保証の制限（10条の2）が企業集団規制に追加された。また、課徴金制度がこの規制にも適用され、債務保証限度額を超えて保証する額の10%を超えない範囲内において課徴金が賦課できるとされた。

#### ④1994年12月の法改正

出資総額の制限が強化され、出資限度額が当該会社の純資産額の40%以下から25%以下に引き下げられた。

また、その一方で、大規模企業集団に属する企業であって、その株式が当該企業集団外に分散所有され、財務構造が健全である企業については、出資総額の規制を適用しない特典が与えられることになった。

次に、本規制の対象となる「大規模企業集団」の範囲について解説することとする。

「大規模企業集団」は、9条1項において、「一定規模以上の資産総額等、大統領令で定める基準に該当する企業集団」と規定され、大規模企業集団の具体的な範囲は、施行令に委ねられている。ここで、「企業集団」それ自体の定義については、2条2号に定められており、「同一人が……事実上その事業内容を支配する会社……の集団」とされ、「同一人」が会社である場合には、当該会社が支配する1以上の会社の集団が企業集団となり、「同一人」が会社でない場合には、その者が支配する2以上の会社の集団が企業集団となる。また、この2条2号でいう「事実上その事業内容を支配する会社」とは、施行令3条においてその基準が定められており、「同一人」が単独で若しくは「同一人」と見なされる下記の①～⑤の者と合わせて、最多出資者として当該会社の発行株式総数の30%以上を所有するか、又はその他役員の任免等により当該会社の経営に対して影響力を行使していると認められる会社とされている。(なお、この「同一人」や「同一人」と見なされる下記の①～⑤に該当する関係にある者であって会社以外の者ことを「特殊関係人」という。(7条1項及び施行令12条))

- ①配偶者、八親等以内の血族、四親等以内の姻戚
- ②「同一人」と①及び⑤の者が役員の過半数を占め、出資金の100分の50以上を出資し、又はそれらの者の一人が設立者となっている非営利法人、組合又は団体
- ③「同一人」と①、②及び⑤の者が発行株式総数の30%以上を所有している会社(最多出資者である場合に限る)又はその他役員の任免等により当該会社の経営に対して影響力を行使していると認められる会社
- ④「同一人」と①～③及び⑤の者が発行株式総数の30%以上を所有している会社(最多出資者である場合に限る)又はその他役員の任免等により当該会社の経営に対して影響力を行使していると認められる会社
- ⑤「同一人」と②～④の者の使用人

また、「系列会社」の定義については、2条3号において、「2以上の会社が同一企業集団に属する場合、これらの会社は互いに相手方の会社の系列会社という」とされている。

このように、まず、「企業集団」の範囲を定めておき、そのなかから施行令で定める基準に該当する企業集団を「大規模企業集団」とするとし、具体的には、施行令において、当該企業集団に属する会社の総資産額（金融・保険会社については資本金又は自己資本のなかで大きい方の金額）の合計の順位が上位30位までの企業集団であって、株式の分散及び財務構造が優良な企業集団を除いたものを「大規模企業集団」としてしている（施行令17条1項）。この「株式の分散及び財務構造が優良な企業集団」を除外する旨の規定が挿入されたのは、1994年12月の法改正に伴う施行令の改正においてであるが、これは、そうした特典を与えることにより、大規模企業集団の所有の分散や財務構造の健全化を進め、大規模企業集団が関連のない分野にまで進出して系列会社を無理に増やし、専門性を損ない、財務構造を悪化させてしまうことを改め、国際競争力を高めさせることを狙いとするものである。

施行令で定められている「株式の分散及び財務構造が優良な企業集団」とは、次の各号の要件を備えた企業集団をいうとしている（施行令17条2項）。

- ①同一人及び前記①、②及び⑤の者が、当該企業集団に属する会社の払込資本金の合計額の10%未満に相当する株式を所有し、かつ、同一人及び前記①～⑤の者が当該企業集団に属する会社の払込資本金の合計額の20%未満に相当する株式を所有すること
- ②当該企業集団に属する会社の自己資本の合計額が資産総額の合計額の20%以上であること
- ③当該企業集団に属する上場法人の資本金の合計額が当該企業集団に属する会社の自己資本金の合計額の60%以上であること

こうした企業集団以外にも、「大規模企業集団」に該当する企業集団であっても、金融・保険会社のみで構成される企業集団であったり、特定の支配株主が存在しない金融・保険会社により支配される企業集団等は、「大規模企

表2 大規模企業団の指定の推移

区 分	1987.4	1988.4	1989.4	1990.4	1991.4	1992.4	1993.4
企業集団	32	60	43	53	61	78	30
系列会社	509	608	673	798	921	1,056	604

(注)韓国公正取引委員会「公正去来年報1994年版」(1994年8月)、64ページの表より転載。

業集団」から除外される旨定められており(施行令17条1項但書)、そうした企業集団についても、「大規模企業集団」に課せられる公正取引法上の規制の適用対象から外されている<sup>(8)</sup>。

なお、大規模企業集団については、毎年1回指定されるようになっており(施行令21条)、毎年4月1日に指定が行われている。指定を受けた大規模企業集団の数及びそれに属する会社の総数の推移は、表2のとおりであり、1992年までは、施行令の基準が企業集団に属する会社の総資産額4000億ウォン以上の企業集団を「大規模企業集団」としていたので、経済全体の規模が拡大しているなかで、増加してきたが、93年4月からは、その基準が上位30位までとなったことから、指定された大規模企業集団の数は30となっている。

続いて、各規制を順次紹介していくこととする。

### (1) 持株会社設立の禁止(8条)

#### ア 規制の内容

会社であろうと、個人であろうと、いかなるものも韓国国内において持株会社を設立することが禁止され、また、既存の会社を持株会社に転換することも禁止されている(8条1項)。この規制は、日本の独占禁止法9条にならったものであるが<sup>(9)</sup>、韓国の場合は、例外規定が設けられていて、特別法に持株会社の設立根拠規定がある場合と、外資導入法に基づき外国人と投資事業を営むために持株会社を設立する場合であって公正取引委員会の承認を得たときは、持株会社の設立或いはそれへの転換が許容される(8条2項)。

また、持株会社の定義は、「株式の所有を通じて国内会社の事業内容を支配することを主たる事業とする会社」と定められており（8条1項）、この規定から、持株会社に該当する場合の要件として、①国内会社の事業内容を支配する目的で株式を所有すること及び②国内会社の支配を当該会社の「主たる事業」とすることの二つの要件を充足すれば、持株会社に該当すると解されている。これらの要件については、「持株会社の範囲に関する審査要領」（1987年4月25日制定、90年4月12日改定）において、その運用の基準が示されている。

同審査要領によれば、①の要件である「支配する目的で株式を所有すること」については、当該会社の相手方会社に対する出資持分率が30%以上であり、相手方会社の最多出資者である場合や、その持分率が30%未満であっても、当該会社が相手方会社の経営に直接参加し、又は役員の任免等相手方会社の経営に影響力を行使していると認められる場合は、当該会社が支配する目的で相手方会社の株式を所有するものと見なすとされている。なお、この基準の適用に当たっては、当該会社の系列会社及び特殊関係人は、当該会社と同一と見なされる。

また、②の要件の「国内会社の支配を主たる事業とすること」については、支配する目的で所有する株式の合計額が当該会社の資産総額の100分の50以上である場合（株式及び資産の価額はいずれも貸借対照表上の帳簿価額）が、これに該当するものと見なすとされている。

#### イ 運用状況

本規制が施行された1987年4月1日当時、持株会社が8社存在していることが独占禁止当局によって確認されている。本規制に関しては1年間の経過期間が与えられたが、これら8社のうち、経過期間中に、2社が、系列会社と合併することにより消滅した。また、3社が、所有株式の売却或いは株式以外の資産の増加を行うことにより、総資産額に占める支配目的で保有する他会社株式の割合を50%未満に落とし、規制の対象から外れた。さらに、残

る3社については、1社が、特別法により持株会社としてその存立を認められ、あとの2社については、経過期間中に8条2項においてその設立の許容される外国人と投資事業を営む持株会社として独占禁止当局（当時経済企画院公正取引室）に対して承認申請を行ったが、そのままの形で存続することは、外国人と投資事業を営む持株会社としたとしても認められないと判断された。これら2社は、経過期間が過ぎた後も承認申請の変更をしなかったので、88年4月13日、これら2社に対して、保有する株式の処分等を内容とする是正命令が出されている。これら事件の概略は次のとおりである<sup>(10)</sup>。

#### ①麗水石油化学(株)事件

麗水石油化学(株)は、ロッテの系列会社及び大林産業(株)からそれぞれ80%及び20%の出資を受けている会社であるが、同社は、日本の事業者との合弁企業である湖南石油化学(株)の株式の50%を所有しており、また、ロッテ系列の3社について支配目的と見なされる株式所有を行っていたところから、持株会社に該当した。

本件について、持株会社の麗水石油化学は、日本側事業者と合弁企業である湖南石油化学を運営していく上で、経営面において日本側事業者に対抗するため、韓国側事業者（麗水石油化学の株主である2社）の意志をとりまとめる機能を果たしており、その存立はやむを得ないものと判断された。しかし、麗水石油化学がロッテ系列の3社に対してその株式を支配目的で株式所有している点については、外国人と投資事業を運営するための本質的な部分をなすものではないと判断された。このため、湖南石油化学以外のロッテ系列3社の株式を全部処分するよう是正命令が出された。その後、麗水石油化学は、ロッテ系列3社の株式を処分したところから、同社は8条2項に規定される外国人と投資事業を営むための持株会社として1988年12月承認を受けた。

（さらにその後、麗水石油化学の株主のうち、ロッテ側が、もう一方の株主である大林産業からその持分を無償で引き受け、単独株主になっていたところから、違反状態を解消するよう89年11月2日に是正勧告が行われた。）



## ②星信洋灰工業(株)事件

星信洋灰工業(株)は、星信持株(株)の株式を100%所有しており、この星信持株(株)は、米国の事業者との合併企業であるコリアスパイサー工業(株)の株式の51%を所有する持株会社であった。

本件について、違法状態をなくす方法としては、一つは、星信持株を星信洋灰工業又はコリアスパイサー工業に吸収合併させて、持株会社自体を消滅させるか、或いは、星信洋灰が100%所有している星信持株の一部を第三者に売却して、星信持株の国内株主を2名以上にし、前記①の麗水石油化学(株)の例のように、外国人と投資事業を共同運営する上で、複数の韓国側事業者をとりまとめ、経営面で外国側事業者と対抗するために持株会社の形態をとっているとすることが考えられた。結局、本件については、星信洋灰に対して、これらいずれかの措置をとるよう是正命令が出され、その結果、同社は、星信持株の株式の10%を第三者に売却した。これによりその後、星信持株は、8条2項に規定される外国人と投資事業を営むための持株会社として1988年8月に承認を受けた。

なお、8条2項に規定される外国人と投資事業を営むための持株会社については、その設立承認の要件が法令にまったく規定されていないが、これら2件の事例からすると、その設立承認を受けるためには、韓国側の会社が当該持株会社の株主として2社以上なければならないことになる<sup>(11)</sup>。

その後における持株会社関係の違反事件の措置状況としては、1990年5月から7月にかけて是正命令が5件出されている。その内訳は、持株会社の設立2件、持株会社への転換3件となっており、持株会社の設立の事件については、いずれも、本規制の導入時にすでに持株会社に該当する会社であったにもかかわらず、経過期間を過ぎても、持株会社の状態が継続していたことが違反に問われたものであり、また、持株会社への転換の事件は、いずれも、株式の取得により、自己の資産総額に占める支配目的と認められる所有株式

の比率が50%を超えたため、持株会社に転換したと認定され、違反に問われたものである。

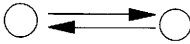
## (2) 相互出資の禁止 (9条)

### ア 規制の内容

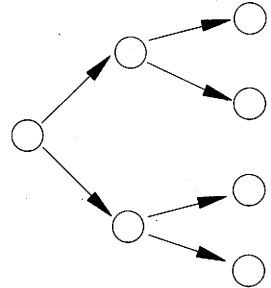
韓国において、相互出資が本格的に始まったのは、1972年12月の企業公開促進法の制定以降であるといわれている。それ以前は、家族中心による運営がなされていたが、同法の制定以降、政府が企業公開するよう本格的に誘導するようになったので、企業主は、他者の支配を防ぐため、偽装手段として相互出資を利用するようになり、その結果、相互出資が企業集団において多

### 相互出資の種類

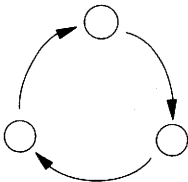
#### 1 直接相互出資



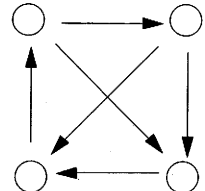
#### 2 放射状型相互出資



#### 3 環状型相互出資



#### 4 行列型相互出資



く見られるようになったといわれている<sup>(12)</sup>。

相互出資の形態としては、次の四つの形態がある（図参照）。

- ①直接相互出資……2個の企業が株式を交換する形で相手方企業に出資する形態であり、韓国では、非公開企業間で多く見られたといわれている。
- ②放射状型相互出資……主力企業が多数の企業に出資し、出資を受けた企業がさらに傘下の企業に出資する形態であり、企業集団の系列出資の基本形態といえよう。
- ③環状型相互出資……3個以上の企業が次の企業に順次出資し、全体として環状のような株式所有の形態になったものである。
- ④行列型相互出資……前記①～③の形態が複合したものであり、会社間の出資・被出資の関係をマトリックスで表示するとその関係がわかりやすいものである。

これら四つの相互出資の形態のなかで、9条（相互出資の禁止）において規制の対象となるのは①の「直接相互出資」だけである。残りの②～④の相互出資は、公正取引法上、直接、これを規制の対象とする規定がなく、次の（3）において紹介する10条（出資総額の制限）によって、大規模企業集団に属する会社が他会社に出資する総額を制限する形で間接的に規制されている。

9条により規制される「直接相互出資」は、大規模企業集団に属する会社間の直接相互出資であり、全面的に禁止される（9条1項）。ただ、合併又は営業の譲受、担保権の行使又は代物弁済の受領によりそうした相互出資の状態が生じた場合には、6カ月間に限って許容され、その期間に株式を処分し、かかる状態を解消しなければならない（9条2項）。

また、本条においては、大規模企業集団に属する会社であって中小企業支援法に基づいて設立されている中小企業創業支援会社については、「国内の系列会社の株式を取得してはならない」（3項）とされており、直接相互出資となる系列会社への出資のみならず、系列会社に出資することそれ自体が

禁止されている。

なお、1990年1月の法改正により、違反行為に対して課徴金制度が導入され、17条1項により、違反者に対して、違反して所有した株式の帳簿価格の10%を超過しない範囲内で課徴金を課することができるようになった。また、90年1月の法改正により、それ以前は、大規模企業集団に属する金融・保険会社については、直接相互出資の禁止規定の適用を受けないことが定められていたが、これが削除され、その適用を受けることになった。

### イ 運用状況

まず、本規制が施行された1987年4月当時の直接相互出資の状況は、その当時指定された大規模企業集団について、会社間相互の出資金額のうち大きい方の額で見た場合3835億ウォン、小さい方の額で見た場合619億ウォンという状況であった<sup>(13)</sup>。経過期間は、本規制の施行時から3年以内に指定された大規模企業集団の場合3年間、新たに指定された大規模企業集団の場合1年間とされた。87年4月から91年4月までの間に指定された大規模企業集団のうち、直接相互出資が見られた39の企業集団の直接相互出資の総額は、大きい方の額で見た場合4559億ウォン、小さい方の額で見た場合925億ウォンであった。そうした直接相互出資の状態は92年3月までにはほとんど解消され、経過期間中にその状態を解消できなかったのは、1企業集団5社のみであった。それら会社については、是正命令が92年4月24日に出され、3カ月以内に売却等によりかかる違法状態を解消することが命ぜられ、同時に課徴金が賦課された。

このほか、本規制の施行時から1993年12月末までの間に、相互出資の禁止規定違反として法的措置がとられた事件としては、新たに直接相互出資の状態を生じさせたため、是正勧告が出された事件が2件（87年12月8日及び89年12月20日）あるだけである<sup>(14)</sup>。

これら以外の事件では、警告措置がとられたものが18件あるが、それら事件のほとんどが本規制の施行後1年以内に生じたものである。それらの多く

は、本規制の施行当時すでに直接相互出資の状態にあったものであり、そのような状態を解消しなければならない経過期間の間に、逆に相互出資額を増加させたことにより問題とされたものである。また、特異なものとしては、同一集団内の金融・保険会社と非金融・保険会社間に新たに直接相互出資の状態が生じ、問題とされたケースがある。こうしたケースは、1990年1月の法改正以降においては、明らかに違反になるが、それ以前にあっては、金融・保険会社については、直接相互出資の規制の適用を受けない旨の規定があったため、金融・保険会社と非金融・保険会社間の直接相互出資については規制がどこまで及ぶかという問題があった。問題となったのは、非金融・保険会社が同一集団内の金融・保険会社に一方的に出資している状態において、相手方の金融・保険会社とその非金融・保険会社に出資して、当該当事者間に直接相互出資の状態が生ずる場合であった。この場合、違反である直接相互出資の状態を形成したのは金融・保険会社であるが、金融・保険会社は、当時の規定では、規制の適用を受けないので、こうした直接相互出資についても規制しようとする、その相手方である出資を受けた非金融・保険会社を違反の対象とせざるを得ない。ところが、この非金融・保険会社は、法違反となる直接相互出資の形成行為を直接行ったわけではないという問題があった（出資の順序が逆の場合、つまり、非金融・保険会社が後の場合は、こうした問題が生ぜず、当該非金融・保険会社の出資行為でもって、直接相互出資が生じるので、直ちに同会社を違反に問うことができる）。結局、この場合においても、直接相互出資の禁止規定の解釈において、同規定の「自己の株式を取得又は所有している系列会社の株式を取得又は所有してはならない」とは、相手方との間で、直接相互出資の状態になる株式の「取得」のみならず、「所有」自体を禁止するものであり、非金融・保険会社の相手方（金融・保険会社）への出資が、相手方の自己への出資より前であっても、結果として、当該非金融・保険会社は、直接相互出資の状態のなかで相手方の株式を「所有」していることになり、違反の対象となるとされた<sup>(15)</sup>。この解釈により、同一の大規模企業集団に属する金融・保険会社と非金融・保険会社

の間の直接相互出資は全て規制の対象になるということとなり、結局、金融・保険会社は、同一集団内では、金融・保険会社相互間においてのみ直接相互出資が許容されるに止まることが法解釈上明らかになった。しかし、こうした金融・保険会社に対する適用除外も、90年1月の法改正により、撤廃された。

なお、これら事件がいずれも警告で済まされたのは、前述のとおり、改正法施行初期の法令の未熟知や不注意等に起因するものであり、また、違反であることを知ると直ちに株式の処分を行い、違反状態の解消が図られたことによるものである。

また、9条の違反事件としては、このほかに、9条3項の違反事件、すなわち、中小企業創業支援法に基づく中小企業創業投資会社であって、大規模企業集団に属する会社が国内の系列会社の株式を所有することを禁止した規定に違反した事件が1件あり、これについては、1988年4月20日に是正命令が出されている<sup>(16)</sup>。

### (3) 出資総額の制限 (10条)

#### ア 規制の内容

大規模企業集団に属する会社は、その所有する国内の他の会社（この場合、当該大規模企業集団に属する会社か否かを問わない）の株式の合計額（出資総額）が当該会社の純資産額の25%（出資限度額）を超過して出資してはならないとされている（10条1項）。ただし、金融・保険会社については、本規制の適用が除外されているので（61条）、あくまでも、本規制の対象は、大規模企業集団に属する非金融・保険会社となる。

この出資限度額の具体的な計算については、まず、その計算の基礎となる純資産額は、会計学上の純資産ではなく、これから国庫補助金及び系列会社から出資を受けた金額（所有株式数に1株当たりの額面額を掛け合わせたもの）を差し引いたものとしている（10条4項）。このように、系列会社からの出

資分を差し引いたのは、そうした出資が企業集団全体で見た場合には相殺されてしまう性質のものであり、積極的な資産ではないと評価されたことによる<sup>(17)</sup>。出資限度額は、この純資産額の25%とするものであり、帳簿価額により算出した出資総額がこの額を超過することが禁止されている。

この出資限度額は、本規制が1986年12月の法改正により導入された時は、純資産の40%とされていた。しかし、94年12月の法改正によって、40%から25%に引き下げられ、規制が強化された。規制の導入当初、40%と定められた事情について、独占禁止当局は、「85年末の30大企業集団の平均他会社出資比率が純資産額の48.5%であった点を考慮し、その状態をより積極的に是正しようとして定めたものである」としている<sup>(18)</sup>。また、94年12月の法改正において25%に引き下げた事情については、大規模企業集団の平均出資比率が94年4月現在すでに26.8%に低下しており<sup>(19)</sup>、この実態に対応して出資限度額を25%に引き下げることが妥当であると判断されたことによるものであり、基本的には、これによって、大規模企業集団が関連のない分野にまで進出し、系列会社を無理に増やしてその専門性を損ない、財務構造を悪化させ、国際競争力の弱体化や経済非効率を招くことを防止するのを狙いとしている。また、与信管理を段階的に廃止していくことによる経済力集中抑制措置の弱体化を公正取引法の側面から補強する必要性があったという事情もある<sup>(20)</sup>。

1994年12月の改正では、この出資限度額の引下げによる規制の強化に併せて、株式所有が分散されていて財務構造が良い会社については、規制の適用が除外されることになったが、これも、そうした特典を与えることにより、大規模企業集団の所有の分散や財務構造の健全化を進め、大規模企業集団が系列会社を無理に増やして専門性を損ない、財務構造を悪化させてしまうことを改め、その国際競争力を高めることを狙いとするものである。法律上の規定ぶりは、大規模企業集団に属する会社であって、株式所有の分散及び財務構造等に関し施行令で定める要件に該当する会社については本規制を適用しないとされ(10条3項)、具体的な要件を施行令に委ねている。施行令で

定められている株式の分散や財務構造が優良な会社とは、次の要件を備えた会社をいうとしている（施行令17条の4）。

①上場法人であって、オーナーやその親族、使用人等が所有する株式の合計が当該会社の発行株式総数の8%未満であってそれらと系列会社が所有する株式の合計が当該会社の発行株式総数の15%未満であること

②自己資本が資産総額の合計額の20%以上であること

③主力企業等経済力集中に影響を及ぼすおそれのある企業ではないこと  
この適用除外の考え方は、本規制のみならず、前述の大規模企業集団の範囲のところでも述べたように、大規模企業集団の指定においても取り入れられており、一つの企業集団を全体で見て、株式所有の分散されている財務構造の良い企業集団については、大規模企業集団の範囲内（上位30位までの企業集団）に該当する企業集団であっても、大規模企業集団の指定を受けず、企業集団規制自体の規制が適用されないようになっている。

また、このほか、本規制の例外規定としては、次のような出資について、一定の期間、株式を所有できるように猶予期間が定められている（10条1項但書）。

①工業発展法又は租税減免規制法による合理化計画又は合理化基準による株式所有の場合、4年以内（公正取引委員会が必要と認める時は、3年以内の延長可）

②所有株式に対する新株の割当又は当該株式に対する株式配当としての新株取得の場合2年以内

③担保権の行使又は代物弁済の受領による株式所有の場合1年以内

④事業年度末時点の最終決算報告書における保有株式価額の増加による出資限度額の超過の場合1年以内

⑤部品生産中小企業との協力関係を維持するための出資等産業の国際競争力の強化のために必要な場合であって、公正取引委員会が当該株式の所有を認める場合7年以内



このなかで、1994年12月の法改正により、猶予期間が、以前に比べて上記の②について1年、同⑤について2年延長されている。また、94年12月の法改正において、「社会間接資本施設に対する民間資本誘致促進法」が、社会間接資本の不足による韓国企業の国際競争力の低下を防ぎ、政策的に社会間接資本への民間投資の誘致を図る必要性から制定されたことに伴い、本出資総額の規制においても、社会間接資本への投資額が莫大であり、その懐妊期間も長いことを配慮して、大規模企業集団に属する会社が前記促進法に基づいて社会間接資本施設に対し投資を行う会社の株式を所有する場合は20年以内に限ってその所有を許容されることとされた（公正取引委員会が必要であると認める時は、10年以内の延長可）（10条2項）。このように、社会間接資本への民間資本の誘致、韓国企業の国際競争力の強化のための施策に配慮し、94年12月の法改正において例外規定が充実されたことも、そうしたことが経済力集中を促すことのないよう、出資限度額自体を25%に引き下げ、出資総額規制の強化を図った理由のひとつに挙げられている<sup>(21)</sup>。

課徴金制度の出資総額規制への導入については、1990年1月の法改正において行われており、違反行為者には、違反して所有した株式の帳簿価格の10%を超過しない範囲内で課徴金を課すことができるようになっている（17条1項）。

また、会社の純資産額が減少し、出資総額が出資限度額を超過した場合の本規制の適用にあつては、超過した日から3年間は、超過した日の出資総額を出資限度額と見なすとされ（10条5項）、その期間が経過した後も、純資産額がさらに減少する場合は、その減少した日から3年間は、その減少前の出資限度額を出資限度額と見なすとされている（その期間の経過後、出資限度額がさらに減少する場合もまた同じ）（10条6項）。

なお、本規制は、日本の独占禁止法9条の2（大規模会社の株式保有制限）が手本とされたものであるが<sup>(22)</sup>、規制の方法が両者で似ているとはいえ、規制の対象は、日本の場合は、一定の規模以上の非金融・保険会社であるのに対して、韓国の場合は、大規模企業集団に属す非金融・保険会社に限定さ

れ、そうした会社については規模の如何に関係なく規制の対象となる点、また、出資限度額が、日本の場合は、当該会社の資本金又は純資産額に相当する額のいずれか多い額としているのに対して、韓国の場合は、前述のとおり系列会社の出資金及び国庫補助金が控除された純資産額の25%に相当する額としている点で違いが見られる。

### イ 運用状況

本規制が1987年4月に施行されて以降、大規模企業集団として指定された企業集団に属する会社であって、出資限度額を超過して他会社の株式を保有していた会社は、法律の付則により、92年3月までの経過期間が与えられ、その期間中に所有株式を売却するか、自己の出資限度額の算定基礎となる純資産額を増加させるかして、超過金額を解消しなければならないとされた。87年4月当時指定を受けた29の大規模企業集団について見ると、その出資限度超過額の総額は、1兆2459億ウォンであり<sup>(23)</sup>、これに、それ以降新たに指定された大規模企業集団のものも含めると、92年3月までの経過期間中に解消されなければならないとされた出資限度超過額の総額は、51企業集団229社の1兆7476億ウォンであった。これら超過額は、順調に解消されていたが、6企業集団12会社については、経過期間中に解消することができず、公正取引委員会から株式の売却を命じられるとともに、超過金額の10%に該当する課徴金が賦課されている<sup>(24)</sup>。

この出資総額の規制が導入されたことにより、大規模企業集団に属す会社の純資産額に占める出資総額の平均比率は低下し、表3のとおり、1987年4月当時の43.6%から93年4月には28.0%に低下するに至っている。そして、94年4月にはさらに前記のとおり26.8%にまで低下した（ただし、出資総額自体は、この期間においても純資産額が増加するなかで増加している<sup>(25)</sup>）。また、大規模企業集団における株式の内部持分比率（当該企業集団のオーナーやその親族・使用人等の特殊関係人と当該企業集団内部の系列会社から受けた出資の総額／当該企業集団に属する系列会社の資本金総額）も、表4のとおり、87年4

表3 純資産に占める出資総額の比率の推移

(単位：億ウォン，帳簿価額基準)

区 分	1987.4	1988.4	1989.4	1990.4	1991.4	1992.4	1993.4
純資産額(A)	74,579	94,295	134,601	183,336	212,480	258,204	291,455
(年間増加率%)	—	(26.1)	(42.7)	(36.2)	(15.9)	(21.5)	(12.9)
他会社出資額(B)	32,573	35,688	44,013	58,899	67,468	74,345	81,575
(年間増加率%)	—	(9.6)	(23.3)	(33.8)	(14.6)	(10.2)	(9.7)
比(B/A%)	43.6	37.8	32.7	32.1	31.8	28.8	28.0

(注)(1)韓国公正取引委員会「公正去来年報1994年版」(1994年8月)，67ページの表より転載。

(2)1992年までは，87年に指定された大規模企業集団29集団の値である。

表4 大規模企業集団における内部持分比率の推移

	系列会社	特殊関係人等	計
1987.4	40.5	16.2	56.7
1992.4	33.4	12.8	46.2
増減	▲7.1	▲3.4	▲10.5

(注)(1)韓国公正取引委員会「公正去来年報1994年版」(1994年8月)，81ページの表より作成。

(2)1987年に指定された大規模企業集団29集団の値である。

(3)「特殊関係人等」は，大規模企業集団のオーナー及び親族，その使用人等であり，2条2号の「同一人」と7条の「特殊関係人」をいう。

月の56.7%から92年4月には46.2%に低下するに至っている。

次に，違反事件の措置件数としては，同規制の施行時から1993年12月末までの間に，前記事件を含めて，是正命令及び是正勧告が出されたものが17件ある。その内訳は，是正命令16件，是正勧告1件となっている。是正命令の出された事件は，前記の経過期間中に超過状態が解消できなかったもののほか，次のようなものがある。

・10条1項但書において株式を超過して所有できるよう一定の猶予期間が定められている出資をしたが，その猶予期間を過ぎても，その超過状態を解消できなかったもの(すでに所有している株式の有償増資により出資総額が出資限度を超過し，その際に与えられる1年間の猶予期間を超えてもその超過額を解消しなかったもの)

- ・追加出資を行ったことにより、出資限度を超過するようになったもの
- ・所有株式数には変更がなかったが、資産再評価により所有株式の帳簿価額が増加し、出資限度を超過するに至ったもの
- ・会社の純資産額がマイナスになり、その直前の出資総額が出資限度額として適用される3年間を超えても、依然その状態が続き、もはや出資限度額がゼロとなって、出資できなくなったにもかかわらず、株式を所有していたもの
- ・経過期間中に出資限度超過金額を解消しなければならない状況にあるなかで、資産再評価により株式の帳簿金額を増加させ、或いは、保有株式を公開市場において売却するとすぐに買い戻す方法により、株式数の変動なくして、その株式の帳簿金額だけを増加させていたもの

なお、これらの事件のなかで、前述した株式数の変動がなく株式帳簿金額だけを増加させた法違反と出資限度の超過を1年間の猶予期間が過ぎても解消しなかった法違反をほぼ同時期に重ねて行った建設会社について、かかる違反に故意性が認められたこと、違反を是正しようとする努力が不足していたこと、違反金額も358億ウォンと多額であったことから、違反金額に該当する株式を売却するよう是正命令（1989年6月7日）が出されるとともに、併せて、告発が行われている。

#### （4） 債務保証の制限（10条の2）

##### ア 規制の内容

大規模企業集団内の会社間における相互債務保証は、それらの会社への資金の貸出を多くする一方で、それに属さない中小企業等への資金の貸出を少なくし、また、そうした資金の安易な貸出は、競争力を失った限界企業を温存し、円滑な産業調整を妨げるといった問題が指摘され、公正取引法において、大規模企業集団内の会社間の相互債務保証を経済力集中の一形態としてとらえ、規制することにしたものである。

規制に当たっては、大規模企業集団のうち施行令で定める基準に該当する企業集団（債務保証制限大規模企業集団）に属する会社は、同一集団内の国内系列会社に対する債務保証金額の残額の合計額（債務保証総額）が当該会社の自己資本の200%の額（債務保証限度額）を超えるものとしてはならないとしている（10条の2 1項）。そして、この「施行令で定める基準に該当する企業集団」とは、施行令において、大規模企業集団と同じ範囲であるとされている（施行令17条4項）。

この債務保証額の制限は、同一企業集団に属する会社への債務保証、つまり、系列会社間の債務保証のみをその対象としているのに対して、出資総額の制限は、同一企業集団に属する会社のみならず、それ以外の会社の出資についても規制の対象としている。規制の対象となる会社の範囲について両規制で違いが見られる。

なお、例外規定として、債務保証総額には、工業発展法や租税減免規制法に基づく合理化の計画や基準に従ってなされる保証、国内金融機関による海外支店与信に対する保証、企業の国際競争力強化のために必要な場合の債務に対する保証等は、含まれないとされている（10条の2 1項但書）。また、自己資本については、直前事業年度の貸借対照表に表示された資産の合計金額から負債の合計金額を控除した金額とされている（10条の2 3項）。

課徴金制度は、この債務保証額の制限にも適用され、債務保証限度額を超えて保証する額の10%を超えない範囲内において課徴金を賦課することができるようになっている（17条2項）。

## イ 運用状況

本規制が施行された1992年4月当時、債務保証限度額を超過していた会社は、付則により、経過期間が与えられ、96年3月までにその状態を解消しなければならないこととされている。93年4月現在の債務保証制限大規模企業集団に属する系列会社間の債務保証総額は165.5兆ウォンであり、このうち、例外規定に該当して債務保証総額に含まれない債務保証金額を除外すると、

規制の対象となる債務保証金額は120.6兆ウォンとなる。これは、当該債務保証制限大規模企業集団に属する系列会社の自己資本の合計35.2兆ウォンの342%に該当し、自己資本の200%を超える債務保証を行っている会社は174社に達する。これらの会社は、96年3月までの経過期間中に超過状態の解消を図るため、年度別の解消計画を公正取引委員会に提出させられ、同委員会の点検を受けている<sup>(26)</sup>。

違反行為に対する是正命令や是正勧告、或いは課徴金の賦課の事例は、1993年12月末現在、まだ存在しない。

#### (5) 金融・保険会社の議決権の制限 (11条)

大規模企業集団に所属する金融・保険会社は、取得又は所有している国内系列会社に対して議決権を行使できないことになっている。

この規定は、1986年12月の法改正によって企業集団規制が導入された際、金融・保険会社には、「直接相互出資の禁止」及び「出資総額の制限」の規定が適用されないようになっていた。このため、そのままでは、大規模企業集団が系列の金融・保険会社を利用して当該集団の拡張を図る可能性があり、これを防ぐ必要性から設けられたものであった。

ただ、この規定は、もともと同改正法の原案にはなかったといわれ、漢陽大学の李哲松教授は、そのあたりの事情について、「この奇妙な制度は、もともと改正原案にはなかった。原案では、金融・保険会社も相互持ち合い禁止と出資総額制限の適用を受けるようになっていたのだが、政府内の審議過程で、業界の要求に従って金融・保険会社の特性を考慮し相互持ち合い禁止と出資総額制限から除外した。これによって、金融・保険会社を中間基地として系列拡張の可能性が高まったので、金融・保険会社の議決権に関する規定を追加新設することになったのである。」としている<sup>(27)</sup>。

ここで、この指摘にもある金融・保険会社の特性について、独占禁止当局は、「金融・保険会社は預金等の負債を財源に資金を仲介することが本来の

営業活動という特性がある」と指摘した上、そうした特性からすると、「自己資本（純資産額）を基準に出資総額を制限するのは妥当でない」とし、「金融・保険会社の株式所有自体を制限することは、金融・保険会社の果たす資産運用側面又は資本市場の需給調整側面等を総合的に考慮すると望ましくない」ことを、大規模企業集団に属する金融・保険会社に対して、直接相互出資の禁止と出資総額の制限の両規定を適用しない理由として挙げていた<sup>(28)</sup>。

しかし、1990年1月の法改正により、そのうちの一方の直接相互出資の禁止の規定が、金融・保険会社にも適用されるようになったので、この金融・保険会社の議決権制限の規定の存在根拠は、専ら、残るもう一方の、出資総額の制限の規定が金融・保険会社に対して適用されない点だけのものとなった。

違反行為の措置件数は、本規制の施行時から1993年12月末までの間において、警告が2件と告発が1件存在する。

### 3. 今後の課題

韓国公正取引委員会が作成した近年の施策計画に関する資料に基づいて、韓国の経済力集中規制がかかえている課題を見ていくこととしたい。

#### (1) 企業結合規制

まず、1991年12月27日策定の「第七次経済社会発展五カ年計画 公正取引部門計画」において、公正取引委員会は、企業結合規制に関して推進されていく必要のある点として、次のようなものを指摘している<sup>(29)</sup>。

##### ①企業結合の規制範囲の拡大及び審査基準の改善

混合結合は、投資収益の安全性を高め、企業内部の資源の活用が図れる等の肯定的な効果を有する面があるが、混合結合のそうした面を生か

しながら、競争制限や市場の封鎖などの否定的な効果を抑制する規制基準が策定される必要があり、さらに、その規制基準は、大規模企業集団や独寡占事業者の混合結合に対してはより厳しく定める必要がある。

また、資金の貸与、債務保証等を通じて事実上の企業結合を図ろうとする場合の規制の方策を検討する必要がある。

## ②企業結合の届出義務の徹底した履行

届出が遅延したり、届出なしに企業結合が実行されてしまう場合等、届出義務違反に対し、強く対処する必要がある。

## ③条件つき届出受理制度又は届出受理後の事後的監視を強化する制度の導入の検討

企業結合時においては競争制限性がないが、後で競争制限の可能性が予想される企業結合の場合や、産業合理化や国際競争力強化のための企業結合であり、規制の対象から除外される場合にかかる制度を導入することを検討すべきである。

次に、この施策計画よりも新しい計画としては、1993年7月策定の「『新経済五カ年計画』公正競争秩序の定着と企業経営革新部門」があるが、そのなかで、企業結合規制に関する事項として、次のようなものが挙げられている<sup>(30)</sup>。

- ①企業結合の事前審査の効率性を高めるため、その届出の対象を市場支配的事業者と大規模企業集団の系列会社に縮小する。
- ②混合結合の競争制限性を審査するため、審査基準を改正して補完する必要がある。
- ③企業結合後の市場における競争制限的弊害を監視することができるよう、条件つき届出受理制度の導入など事後管理の強化を図る。

これらのうち、②と③で指摘されている混合結合の審査と条件つき届出受理制度などの事後管理については、前の計画と基本的に同じである。特に、混合結合の審査を行うため、水平結合及び垂直結合に限定されている審査基



準を改定する必要性は、前に企業結合規制のところでも述べたように、これまで強く指摘されてきたところである。前の計画になかったものとしては、①の届出の対象を市場支配的事業者と大規模企業集団の系列会社に縮小すべき旨の指摘である。ただ、届出の対象となる会社については、この計画が出される3カ月前の1993年4月の施行令の改正において、払込資本金が10億ウォン以上又は総資産が50億ウォン以上の会社から払込資本金が50億ウォン以上又は総資産が200億ウォン以上の会社に引き上げられ、届出対象範囲が縮小されている。

## (2) 企業集団規制

企業結合規制と同様に、まず、1991年12月27日策定の「第七次経済社会発展五カ年計画 公正取引部門計画」を見てみることにする。同計画において、公正取引委員会は、企業集団規制の導入により、87年から90年までの間に指定された大規模企業集団について、同一企業集団に属する会社間の直接相互出資は解消され、また、同一企業集団に属する会社の純資産額に占める他会社出資比率も低下したとしている。さらに、大規模企業集団における内部持分比率も低下し、大規模企業集団に属する会社の自己資本比率も上昇し（86年末の16.1%から90年末には21.4%）、企業集団規制は、株式所有の分散と企業の財務構造の改善に寄与したとしている<sup>(31)</sup>。しかし、大規模企業集団は、市場の独寡占化を引き起こすのみならず、専門性を高めることへの努力不足、内部取引や優越的地位の濫用行為に見られる問題性を有する取引行為等、改善すべき点が多いとしている。そして、次のようなことが推進されるべきであるとしている<sup>(32)</sup>。（ただし、下記での紹介は、主なものに限った。）

### ①出資に関する規制制度の持続的推進と実効性ある制度運営

相互出資の禁止、出資総額の制限等の規制制度は、1990年代においても持続的に推進していくべきである。大規模企業集団の指定基準や出資限度については、経済集中の推移や国内外の経済与件等を総合的に考慮

して必要な時に調整することを検討する。

②大規模企業集団に特有の不正取引行為の監視の強化

大規模企業集団に属する会社間の内部取引等企業集団特有の不正取引行為に対する規制基準を作成する。

③経済力集中抑制関係施策の総合的連携の推進

公正取引法上の出資に関する規制制度と、与信規制、金融政策、産業政策、資本市場育成政策等の関係政策を連携させて推進する。特に、所有集中の問題については、相続税、贈与税等の関連税制や企業公開施策等の関係施策を効率的に推進することを通じ、中長期的に改善を図っていく。

次に、1993年7月策定の「『新経済五カ年計画』公正競争秩序の定着と企業経営革新部門」においては、企業集団規制に関するものとして、次のようなものが挙げられている<sup>(33)</sup>。

①出資総額の制限規制における出資限度の引下げ

出資限度の引下げを検討するとともに、その場合には、技術開発関連投資等の産業の国際競争力向上に必要な投資については例外認定制度を伸縮的に運用する。

②大規模企業集団の指定基準の合理的改善

過度な経済力集中の防止という法目的を効率的に達成できるよう、現行の資産総額基準以外に、系列会社数、所有分散の程度等を総合的に勘案した指定基準にする。所有分散の良い企業集団には、出資規制制度の適用に差を設けることも検討する。

③大規模企業集団の不当な内部取引に対する監視の強化

企業集団の不当な内部取引や優越的地位の濫用行為を持続的に監視し、是正する。

④大規模企業集団に属する会社間の債務保証の段階的縮小

債務保証制限規制の債務保証限度額を超過している債務保証額を、経過措置の期限である1996年3月末までに解消できるよう点検、督促する。

その期限後においては、債務保証限度の引下げについて、経済力集中の緩和の推移、所有分散の推移、債務保証規模の縮小実績等を勘案して検討する。

このほか、公正取引法以外の経済力集中抑制関係施策として、所有分散の促進（企業公開の促進、相続・贈与税制の補完等）、企業財務構造の改善（借金経営の抑制、企業利益の社内留保の支援等）、企業経営の透明性の確保のための施策が挙げられている。

この計画において、前の計画と異なる点は、債務保証の制限が1992年12月の法改正により導入されたところから、④の「大規模企業集団に属する会社間の債務保証の段階的縮小」が入った点だけである。そのほかは基本的に変わりが無い。なお、①の「出資総額の制限規制における出資限度の引下げ」と②の「大規模企業集団の指定基準の合理的改善」については、94年12月の法改正により実現されたところである。また、③の「大規模企業集団の不当な内部取引に対する監視の強化」については、第7章不公正取引行為規制で述べるように、「大規模企業集団の不公正取引行為に対する審査基準」が92年7月に制定され、大規模企業集団における内部取引の職権実態調査が93年に実施されている。

#### 4. 小 括

韓国において、大規模企業集団への経済力集中の問題は、1986年12月の公正取引法の改正により、企業集団規制が導入された後も、重要な政策課題とされてきた。90年1月、92年12月及び94年12月の公正取引法の改正においても、企業集団規制については、相互出資の禁止及び出資総額の制限規制への課徴金制度の導入、債務保証の制限規制の導入、出資総額の制限規制における出資限度の引下げ等が行われ、同規制の整備・充実が図られた。

また、この大規模企業集団への経済力集中の問題については、こうした公

正取引法に基づく施策の側面からだけでなく、金融、税制等の諸施策の側面からも幅広く、連携して効果的に対応する必要性があると考えられており、大規模企業集団に対する与信偏重の是正、大規模企業集団による金融機関支配の防止、企業公開の促進等の諸施策が展開されてきた。韓国における大規模企業集団の発展とそれへの経済力の集中は、政府の金融、租税等の面からの支援による産業育成政策と深く関係しているが、その大規模企業集団への経済力集中の是正に当たっては、単に公正取引法の側面からの規制のみならず、その是正に向けて、産業、金融、税制等の分野にわたる政策の改善と積極的な取組みを不可欠なものとしてきた。このように幅広い総合的な政策展開を必要としてきたところに、韓国における大規模企業集団問題の深刻さが示されているといえよう。

最近では、大規模企業集団の大部分がそれぞれに専門化した事業領域を持たず、単なる事業領域の拡張だけのために多角化していることが問題とされている。こうした事業の多角化は、高度な専門化を妨げ、分業の利益を損なうばかりでなく、重複投資による資源の浪費を発生させ、国際競争力を弱めていると指摘されている。国際競争力を強化するためには、大規模企業集団がそれぞれの専門分野を持つことが必要であり、そのためには、公正取引法の企業集団規制についても、大規模企業集団が関連のない業種に進出して無理に系列会社を増加させないように出資総額の制限を厳しくする必要があるとして、1994年12月に公正取引法の改正が行われ、出資限度が引き下げられた。また、専門分野に特化しやすいように所有の分散や財務内容の健全な大規模企業集団の会社には出資総額の制限の適用を排除する特典が与えられた。

韓国経済において大規模企業集団の占める比重は依然として大きいことに変わりはなく、また、企業集団の拡大のみならず、競争制限的企業結合、不当な内部取引・優越的地位の濫用行為、所有の分散等留意すべき問題も多いところから、今後とも、大規模企業集団に対して大きな政策的関心が払われていくと考えられる。

- 注(1) 会社の事業内容を事実上支配すること及び親族等の同一人と見なされる者の定義については、後で紹介する企業集団に関する規定で用いられている同様の用語の定義と同じである。
- (2) 権五乗『企業結合論』, 法文社, 1987年2月, 233~234ページ。
- (3) 経済構造調整諮問会議「経済先進化のための基本構想」, 1988年10月, 110ページ; 経済企画院「公正去来便覧」, 1989年6月, 361ページ。
- (4) 前掲, 経済企画院「公正去来便覧」, 165ページ。
- (5) 韓国公正取引委員会「公正去来年次報告1994年版」, 1994年8月, 58ページ; 韓国公正取引委員会「第七次経済社会発展五カ年計画 公正去来部門計画」, 1991年12月27日, 15ページ。
- (6) 前掲, 経済企画院「公正去来便覧」, 171ページ; 前掲, 韓国公正取引委員会「第七次経済社会発展五カ年計画 公正去来部門計画」, 16ページ。
- (7) 経済企画院「独占規制法及び公正去来法審決集」第1巻, 1982年, 154~159ページ; 同第2巻, 1983年, 9~11ページ。
- (8) 漢陽大学の李哲松教授は、「韓国の企業集団規制の背景と法制」(『アジア経済』第30巻第1号, アジア経済研究所, 1989年1月, 67ページ)において、金融・保険会社が支配株主である企業集団が、大規模企業集団の指定の対象から外された理由について、「金融機関、特に市中銀行が貸出金を回収できず、その代わりに受信企業の株式を取得・所有している例が多く、このような場合、銀行と受信企業をまとめて大規模企業集団に指定すると、公正取引法第7条の5によって、銀行の議決権が制限され、受信企業の管理が不可能になるという問題が生じるからである。」としている。
- (9) 前掲, 李哲松「韓国の企業集団規制の背景と法制」, 68ページ。
- (10) 前掲, 経済企画院「公正去来便覧」, 150~151ページ; 経済企画院「独占規制法及び公正去来法審決集」第8巻, 1989年, 11~14ページ。
- (11)及び(12) 前掲, 経済企画院「公正去来便覧」, 151ページ及び134ページ。
- (13) 経済企画院公正取引室「'89年大規模企業集団株式所有現況分析」, 1989年6月, 6ページ; 韓国公正取引委員会及び韓国開発研究院『公正去来10年——競争政策の運用成果と課題——』, 1991年4月, 118ページ。
- (14) 韓国公正取引委員会「公正去来年次報告1993年版」, 1993年6月, 78ページ; 同「公正去来委員会審決集」第12巻, 1993年, 67~72ページ; 同「公正去来委員会審決集」第9巻, 1990年, 23~26ページ。
- (15) 前掲, 経済企画院「公正去来便覧」, 153~154ページ。
- (16) 経済企画院「独占規制法及び公正去来法審決集」第8巻, 1989年, 15~16ページ。
- (17) 前掲, 李哲松「韓国の企業集団規制の背景と法制」, 67ページ。
- (18) 前掲, 経済企画院「公正去来便覧」, 140ページ。なお, 前掲, 李哲松「韓

国の企業集団規制の背景と法制」においては、「純資産額の40%を出資限度として定めたが、この40%という数値に論理的根拠はない。規制の実行効果と該当財閥グループの受容限度等を考慮し、目標値として定めただけである。」としている（67ページ）。

- (19) (20)及び(21) 韓国公正取引委員会「経済力集中の実相と公正取引法改正方向」, 1994年8月20日, 7ページ。この資料は、韓国公正取引委員会が法改正の必要性を説明するためにとりまとめたものである。
- (22) 前掲, 李哲松「韓国の企業集団規制の背景と法制」, 60ページ。
- (23) 経済企画院公正去来室「'89大規模企業集団株式会社所有現況分析」, 1989年6月, 4ページ。
- (24) 前掲, 韓国公正取引委員会「公正去来年次報告1993年版」, 77ページ。
- (25) 韓国公正取引委員会「公正去来年次報告1994年版」, 1994年8月, 67ページ。
- (26) 前掲, 韓国公正取引委員会「公正去来年次報告1994年版」, 68ページ及び69ページ。
- (27) 前掲, 李哲松「韓国の企業集団規制の背景と法制」, 68ページ。
- (28) 前掲, 経済企画院「公正去来便覧」, 142ページ。
- (29) 前掲, 韓国公正取引委員会「第七次経済社会発展五カ年計画 公正取引部門計画」, 16ページ及び17ページ。
- (30) 韓国公正取引委員会「『新経済五カ年計画』公正競争秩序の定着と企業経営革新部門」, 1993年7月, 9ページ。
- (31) ただし、以前には、企業集団規制が大規模企業集団への経済力の集中を抑制するのに有効なのか、その効果を疑問視する指摘もあった。前掲の李哲松「韓国の企業集団規制の背景と法制」（69ページ）では、企業集団規制（この場合、1986年12月の改正法）には「弱点が多く、規制を回避する手段がいろいろある。」とし、「相互持ち合いを解消するためには、相互に株式を交換している2会社中、少ない数量を保有する会社がこれを処分し、系列会社間で移動させればよいので問題がないのである（40大企業集団の相互持ち合い株式中、少ない側の株式を全部合わせても500億ウォンに過ぎない）。限度超過株式の処理が負担になるであろうが、各財閥がもっている数十個の系列会社のなかには限度に余力のある会社も相当あるので、これらの中で持分を移動させればよい。……したがって、公正取引法によって財閥の規模が縮小されると展望するのは難しいだけでなく、財閥の持続的な膨脹に決定的なブレーキをかけられるかどうかさえ疑わしいのである。」としている。
- (32) 前掲, 韓国公正取引委員会「第七次経済社会発展五カ年計画 公正取引部門計画」, 19～21ページ。
- (33) 前掲, 韓国公正取引委員会「『新経済五カ年計画』公正競争秩序の定着と企業経営革新部門」, 3～6ページ。